

さいたま市告示第436号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和8年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業名

- さいたま都市計画事業指扇土地地区画整理事業

2 指定した道路の概要

- 次の表のとおり

路線番号	指定道路の位置	幅員	延長
指扇土地地区画整理事業 区7-3号線の一部	さいたま市 西区大字指扇字大西3541番1地先 から 西区大字指扇字大西3541番15地先	7.0m	26.7m
指扇土地地区画整理事業 区6-25号線の一部	さいたま市 西区大字指扇字大西3547番1地先 から 西区大字指扇字大西3547番10地先	6.0m	10.3m
指扇土地地区画整理事業 区6-12号線の一部	さいたま市 西区大字指扇字金井1749番2地先 から 西区大字指扇字金井1749番4地先	6.0m	52.8m

3 道路の指定年月日

- 令和8年3月16日